

平成30年度から国民健康保険税の税率が改正されます。

国民健康保険の財政運営が県単位（広域化）となる新しい国保制度が今年度から始まりました。広域化により、市町村は県に納める国保事業費納付金が県から提示されるとともに、国保財政の健全化が求められることとなります。伊佐市の国保財政は、被保険者数が後期高齢者医療保険への移行などにより減少していますが、1人当たりの医療費は高い位置で推移しており、財政運営は厳しい状況にあります。こうした状況を踏まえ、平成30年度から国民健康保険税の税率と算定方法を次のように改正いたします。

区分 (対象年齢)		平成29年度 (改正前)	平成30年度 (改正後)	増減	
医療分 (0歳～74歳)	所得割	7.8%	9.0%	↑	1.2%
	資産割	20.7%		↓	△ 20.7%
	均等割	17,600円	25,400円	↑	7,800円
	平等割	19,800円	24,600円	↑	4,800円
後期高齢者支援分 (0歳～74歳)	所得割	2.3%	2.2%	↓	△ 0.1%
	資産割	5.3%		↓	△ 5.3%
	均等割	5,000円	6,800円	↑	1,800円
	平等割	5,500円	5,200円	↓	△ 300円
介護納付分 (40歳～64歳)	所得割	1.3%	1.9%	↑	0.6%
	資産割	5.0%		↓	△ 5.0%
	均等割	6,000円	7,600円	↑	1,600円
	平等割	3,500円	5,600円	↑	2,100円
合計	所得割	11.4%	13.1%	↑	1.7%
	資産割	31.0%		↓	△ 31.0%
	均等割額	28,600円	39,800円	↑	11,200円
	平等割額	28,800円	35,400円	↑	6,600円
算定方法	平成29年度 (改正前)	所得割 + 資産割 + 均等割 + 平等割		4方式	
	平成30年度 (改正後)	所得割 + 均等割 + 平等割		3方式	

※ 資産割(固定資産税を基礎とした税額)を除き、所得割・均等割・平等割の合算額となります。

用語の解説

医療分	医療費などに充てるために負担するもの
後期高齢者支援分	後期高齢者医療保険制度の運営に充てるために負担するもの
介護納付分	40歳～64歳の国保資格者が介護保険制度の運営に充てるために負担するもの
所得割	世帯内の国保資格のある方の所得額にかかる割合 医療分 (総所得額等－基礎控除33万円) × 9.0% 後期分 (総所得額等－基礎控除33万円) × 2.2% 介護分 (総所得額等－基礎控除33万円) × 1.9%
均等割	世帯内の国保資格の人数にかかる税額 医療分 人数 × 25,400円 後期分 人数 × 6,800円 介護分 人数 × 7,600円
平等割	国保資格のある人がいる世帯にかかる税額 医療分 24,600円 後期分 5,200円 介護分 5,600円
賦課限度額	保険税は区分ごとに限度額が設けられています。 医療分 580,000円 後期分 190,000円 介護分 160,000円

モデル世帯による年間税額の比較

【単身世帯】（7割軽減世帯） 世帯主70歳 年金収入 120万円	改正前 年間税額	14,300
	改正後 年間税額	18,600
	改正後 - 改正前	4300
【2人世帯】（5割軽減世帯） 世帯主70歳 年金収入 80万円 農業所得 83万円 妻 70歳 年金収入 80万円	改正前 年間税額	85,700
	改正後 年間税額	103,100
	改正後 - 改正前	17,400
【2人世帯】（5割軽減世帯） 世帯主70歳 年金収入 80万円 農業所得 83万円 妻 70歳 年金収入 80万円 固定資産税 5万円	改正前 年間税額	98,700
	改正後 年間税額	103,100
	改正後 - 改正前	4,400
【4人世帯】（2割軽減世帯） 世帯主40歳 給与収入288万円 妻 40歳 収入なし 子15歳 子12歳	改正前 年間税額	275,900
	改正後 年間税額	339,900
	改正後 - 改正前	64,000
【4人世帯】（軽減なし） 世帯主40歳 給与収入422万円 妻 40歳 収入なし 子15歳 子12歳	改正前 年間税額	416,200
	改正後 年間税額	506,900
	改正後 - 改正前	90,700

平成30年度の税額通知書について

普通徴収（納付書や口座引落し）の方は、6月中旬までに、特別徴収（年金からの天引き）の方は、8月中旬までに通知いたします。

※4月、6月及び8月の特別徴収の仮徴収額は改正前の税率で算定された税額になります。